

各位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長

中西 章

Tel 03-3457-2095

# TBJH 合同会社による株式会社東芝(証券コード: 6502)に対する公開買付け実施に向けた 進捗状況のお知らせ

TBJH 合同会社は、本日、別添のプレスリリース「株式会社東芝(証券コード:6502) に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2023 年 7 月 28 日付「株式会社東芝(証券コード: 6502)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

各位

会 社 名 TBJH 合同会社 代表者名 職務執行者 稲垣 伸一 連 絡 先 03-6266-5849

#### 株式会社東芝(証券コード:6502)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

TBJH 合同会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2023年3月23日付「株式会社東芝(証券コード:6502)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続が全て完了していることその他株式会社東芝(以下「対象者」といいます。)との間で同日付で締結した公開買付けの実施に関する契約書に規定された前提条件が全て充足した日、若しくは公開買付者及び対象者の合意若しくは公開買付者の裁量により放棄された日から実務上可能な限り速やかに(但し遅くとも10営業日以内に)、又は公開買付者及び対象者が別途合意する日において、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始することを予定している旨並びに2023年7月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国外の競争法令等及び投資規制法令等上の手続を進めておりますが、一部の国における競争法令等及び投資規制法令等上の手続が 2023 年8月1日以降に完了する見込みです。これらの手続が完了し、又は完了することが合理的に見込まれ、本公開買付け開始のための条件が整い次第本公開買付けを開始することを予定しております。現時点においては、本公開買付けを開始する時期は、2023 年8月中になるものと見込んでおります。

本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合又は上記の本公開買付けの開始見込時期に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

### 【勧誘規制】

・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する 目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただい た上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込み の勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(若しくはその一部) 又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれ らに依拠することはできないものとします。

### 【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)又は第14条(d)は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、米国企業の財務諸表と必ずしも同等ではありません。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その取締役が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の会社及びその取締役に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所に提訴することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び対象者の財務アドバイザー及びその関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 規則14e 5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 公開買付者及びその関連会社は、証券取引法規則14e-5(b)の条件に従い、(i)日本の金融商品取引法その他の適用法令で許容される範囲内で、かつ、(ii)本プレスリリースに記載した範囲内で、公開買付けの開始前に、対象者株式を購入し、又は購入に向けて何らかの行為を行うことができます。なお、当該買付けに関する情報が日本で開示された場合、当該情報の開示は米国においても同様に行われる予定です。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は 英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先 するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A条及 び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明 示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来 に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

## 【その他の国】

・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。